シリーズ人権教育　第１３３回

女性の力を活かそう

地域の活力づくりに向けて



　毎年６月２３日から６月２９日までは「男女共同参画週間」です。１９９９年６月２３日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことによります。

　法律の制定から１４年が経過しましたが、今なお、地域活動の場面では、「団体の代表者は男性、女性は補佐的な役職」という傾向がみられるのではないでしょうか。

　しかし、多くの場合、地域活動に参加し、それを実際に支えているのは女性です。その女性のアイディアや気づきを計画段階から男性とともに話し合っていくことで、新たな視点での地域活性化が期待できるのではないでしょうか。

農業分野における女性

　緑豊かな田園風景は本市の魅力のひとつです。米の生産量は県内一を誇っています。

　そうした農村地域で、注目されているのが、女性の能力の積極的な活用です。

　農林水産省がとりまとめた資料※によると、女性が参画している経営体は、農産物加工、観光農園、農家民宿、海外への輸出等に取り組んでいる傾向が強いことがわかります。また、女性の基幹的農業従事者のいる経営体は、農産物の販売金額が大きい傾向にあります。



　本市においても、味噌やそば、漬物加工等のほか、最近では米粉パンが話題になりました。しかしながら、市内全体からみるとまだそうした取り組みは限られており、経営面においても、農業法人等の組織内で方針決定等に関わる女性役員の数も多くはありません。

食の安心・安全の視点からも

　今後、世界規模で経済や流通の仕組みが変わっていくなか、食の安心・安全の確保は、私たちの命にかかる大切な問題です。次世代を担う子どもたちに安全で安心な地元産の農作物を供給する仕組みを、女性の視点を交えて考えることも必要ではないでしょうか。

　女性と男性が対等な立場で協力しあうライフスタイルの実現。農業分野においても、

より多くの女性が参画し、本市の豊かな農地を生かし、地域の活力が生まれることが期待されます。

︻参考資料︼※「農業経営構造の変化」（平成２４年１２月　農林水産省経営局）